

避難所での新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症予防には、「3つの密（密閉、密集、密接）」を避けることが重要です。地震や台風などで避難所にたくさんの人が避難すると、感染のリスクが高まる可能性があることから、災害が発生したときに備え、事前の準備をお願いします。感染拡大を防ぐため、皆様のご協力をお願いします。

1 ハザードマップを確認しておく

感染症予防のため1つの避難所で受け入れることができる人数が減る場合があります。事前に自分の住む場所は安全なのか、周辺の避難所はどこなのか確認しておきましょう。

自宅での安全確保が可能な方は、感染リスクを考え、避難所に行くかどうか冷静に判断しましょう。



2 親戚や知人の家などへ避難を検討する

安全確保が可能な親戚・知人宅も避難先の1つとなります。密集防止や本当に避難所を必要としている方への配慮という点でも、避難先の候補を柔軟に考えましょう。

3 避難所へ持参するものを準備する

マスクや消毒液、体温計が不足しています。避難するときは、感染症予防に必要なものを持参しましょう。また、食料や水、常備薬など、避難生活に必要なものは事前に準備しておきましょう。

例えば…

- ・携帯ラジオ（携帯電話、スマートフォンなど）
- ・アルコール消毒液（ウエットティッシュなど）
- ・モバイルバッテリー
- ・持病薬
- ・マスク（タオルなど）
- ・体温計
- ・寝具（毛布など）
- ・食料、飲料水



閩防災対策係Tel 54-2121

マイナンバーの「通知カード」廃止のお知らせ

マイナンバーをお知らせするために郵送されている通知カードが、5月25日に廃止となりました。今後は出生などにより新たにマイナンバーが付番された方には、個人番号通知書が送付されます。

▶廃止によりできなくなること

- ①通知カードの新規発行および再交付
※マイナンバーが記載された住民票は取得可能。
- ②通知カードの住所や氏名などの記載事項の変更

▶マイナンバーを証明する書類

当面の間、通知カードに記載された氏名や住所などが住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、引き続き通知カードをマイナンバーを証明する書類として使用できます。

【マイナンバーを証明する書類】

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーの記載された住民票
- ・記載された氏名、住所などが住民票に記載されている事項と一致している通知カード

※個人番号通知書はマイナンバーを証明する書類としては使用できません。



閩戸籍年金係Tel 54-2121